

業務及び財産の状況等に関する報告書

[預金保険法第 80 条に基づく報告書]

平成 1 3 年 9 月 2 7 日

春江信用組合

金融整理管財人

小酒井好信

油田 敏一

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成 13 年 5 月 25 日、預金保険法第 74 条第 1 項第 2 号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

なお、本調査作業につきましては、平成 13 年 5 月 25 日に金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第 83 条に基づく旧経営陣の民事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和 25 年 6 月 5 日、地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域は、福井県坂井郡、福井市とし、店舗は福井県坂井郡春江町に本店、その他支店 1 店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、取引業態である建設業、織物製造業等の中小企業等を中心に経営の悪化する取引先が増加したことによって、貸出金の減少傾向が続いたうえ、不良債権化が進み貸出金利息収入が低調なまま推移したほか、有価証券運用において外国証券でデフォルトが発生した事などを主因に平成 13 年 3 月期決算において債務超過になりました。（当期損失 287 百万円、債務超過額 12 百万円）

こうした状況下にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点がみられることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

平成 13 年 3 月期決算をとりまとめたところ、118 百万円を超える追加引当額が必要となることが判明、12 百万円の債務超過に陥ることが明らかとなりました。この見直しにより自己資本比率は平成 12 年 3 月末の 6.08% から平成 13 年 3 月末では▲1.31% へと大幅に低下することとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の平成 13 年 3 月末現在の出資金総額が 122 百万円という規模であることを勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることはきわめて困難であり、また、当組合の平成 13 年 3 月期の当期利益は▲287 百万円であり、現行の利益水準で債務超過を解消するには相当の期間を要することから、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、組合員等の信認を回復することは著しく困難であり、組合財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成 13 年 5 月 25 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づく申出を行うに至りました。

Ⅱ 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である福井県坂井郡の主要取引業種である繊維産業及び卸売・小売業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗数：2 店

(単位百万円、%)

	10 年 3 月末		11 年 3 月末		12 年 3 月末		13 年 3 月末		業界平均 (H12 年 3 月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸 出 金 残 高	4,922	100	4,714	100	4,270	100	3,943	100	49,091	100
うち中小企業	2,229	45.3	2,068	43.9	1,727	40.4	1,513	38.4	35,525	72.4
うち個人	2,693	54.7	2,646	56.1	2,543	59.6	2,430	61.6	13,143	26.8
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

＜預金残高推移＞店舗数：2店

(単位百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	7,644	100	7,536	100	7,327	100	6,838	100	69,315	100
うち個人預金	6,876	90.0	6,805	90.3	6,587	89.9	6,265	91.6	54,554	78.7
うち法人預金	621	8.1	573	7.6	627	8.6	535	7.8	12,001	17.3
うちその他	147	1.9	158	2.1	111	1.5	38	0.6	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1)投資有価証券

投資有価証券につきましては、外国債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

＜投資有価証券残高推移＞

(単位百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	2,033	2,277	1,679	▲101
国債・地方債	—	—	—	—
社債	276	259	245	2
株式	31	90	122	▲33
その他	1,726	1,928	1,312	▲70
貸付有価証券	—	—	—	—

(2)商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	10	5	62	57	5	106	22
所 有 不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月末		平成13年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	105	2.5%	98	2.5%	1,381	2.8%
延 滞 債 権	833	19.5%	904	22.9%	2,965	6.0%
3ヵ月以上 延滞債権	10	0.2%	42	1.1%	401	0.8%
貸出条件 緩和債権	223	5.2%	171	4.3%	2,328	4.7%
合 計	1,171	27.4%	1,216	30.8%	7,075	14.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月末		平成13年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
	債 権 残 高	債権の 占める割合	債 権 残 高	債権の 占める割合	債 権 残 高	債権の占 める割合
破産更生債権及び これらに準ずる債 権	525	11.9%	560	13.8%	3,116	6.0%
危険債権	449	10.2%	458	11.3%	2,998	5.8%
要管理債 権	234	5.3%	213	5.3%	2,170	4.2%
正常債権	3,204	72.6%	2,820	69.6%	43,363	84.0%
合 計	4,412	100.0%	4,051	100.0%	51,647	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1)早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2)優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3)経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4)地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5)内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6)責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、要請を行ってきたところ、㈱福邦銀行との間で、平成13年9月26日に事業譲渡契約の締結に至りました。

今後も、早期に事業譲渡ができるよう努力してまいります。